

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市駿河区豊田二丁目7番9号
氏 名 静和エンバイロメント株式会社
(法人にあっては、名称 代表取締役 和波 剛
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

複写厳禁

本許可証の写しを複写・印刷し
使用することを禁止します。
許可取得の為の使用は無効です。

静和エンバイロメント株式会社

許可の年月日 令和4年6月22日
許可の有効年月日 令和9年6月21日

富山県知事 新田 八朗

複写厳禁

本許可証の写しは許可内容の提示を目的に
般に発行致します。
許可取得のための使用は無効です。

年 月 日
静和エンバイロメント株式会社

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん
(これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石棉含有産業廃棄物であるものを含み、
水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除き、
特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
(以上14種類)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。